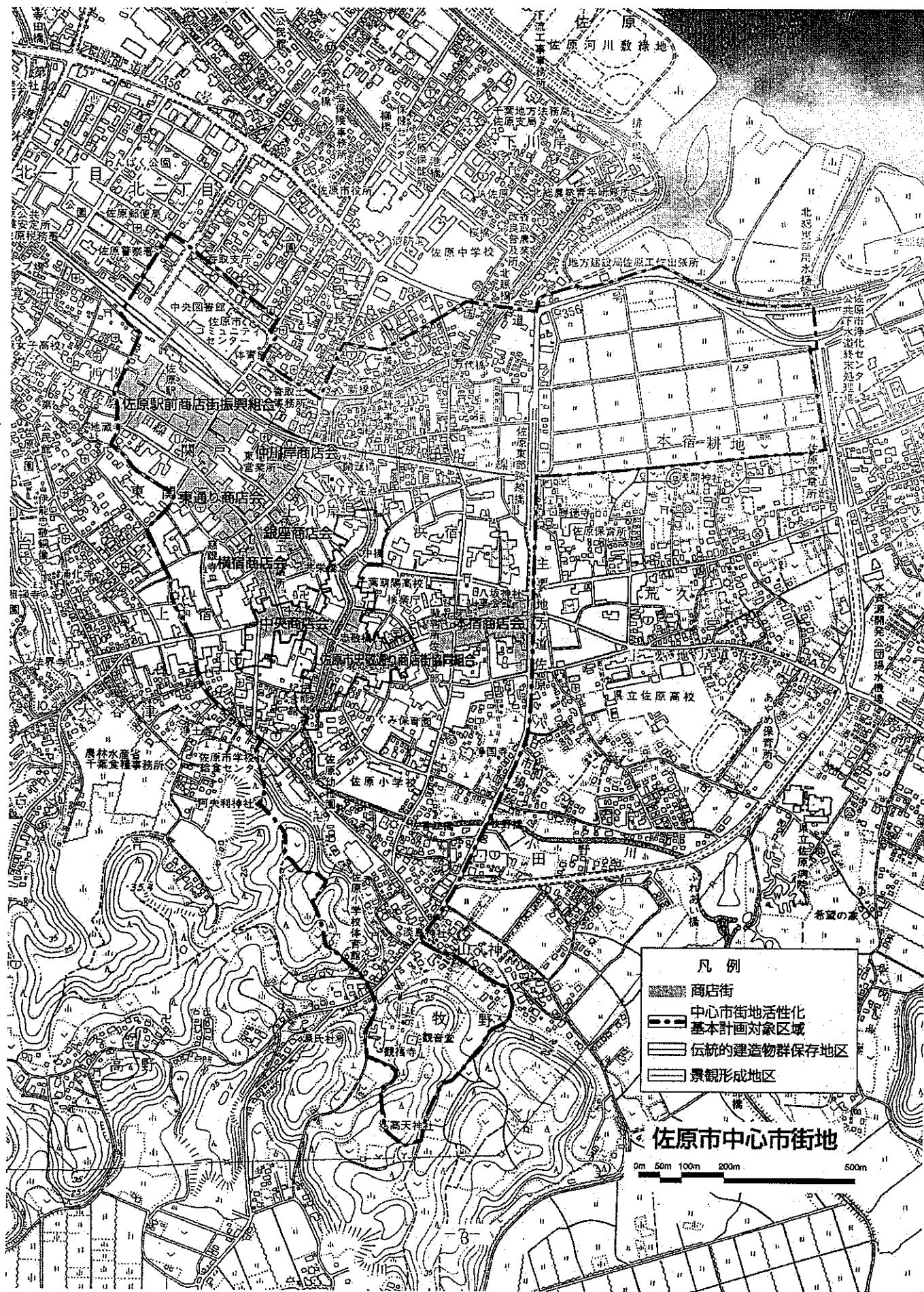


佐原市中心市街地活性化基本方針



2-1. 中心市街地活性化のテーマ

中心市街地の活性化を推進するにあたり、まず、市民や事業者、商工会議所、行政が活性化に取り組みに際しての目標となる共通のテーマ（活性化の目標像）が必要である。

そこで、本計画書では、今後の佐原市中心市街地がめざすべき目標都市像として、活性化のテーマを以下のように設定する。

なお、佐原市中心市街地活性化の共通のキャッチフレーズは、以下の通りである。

水郷の小江戸 産業観光でにぎわいの再興

◇水運と水辺の景観を活かした魅力づくり

佐原市は、北総の水郷拠点の中核として利根川や小野川といった水辺環境に囲まれ、産業面でも古くは江戸時代から水運を活用して酒、醤油、漬物等の農業加工品を生産し大消費地江戸を結ぶ生産流通の拠点商業都市として又、水郷観光の拠点として発展してきた。

これらの水辺景観や歴史的に水運で栄えてきたという特色を活かし、恵まれた水辺の景観を十二分に活用した潤いのあるまちづくりを進め、より一層魅力ある水郷空間を創出する。

◇伝統的建造物群を活かした小江戸の雰囲気の漂うまちづくり

佐原市は、特に小野川沿いを中心として江戸時代からの商家をはじめとした歴史的に貴重な建造物が数多く残り、江戸情緒が色濃く残る町である。また関東地方では最初の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた歴史的建造物群を有する数少ない町である。

このような伝統的な建造物群や小野川、利根川を活かしつつ町全体として小江戸の情緒の漂う都市空間の実現をめざすべくまちづくりを進める。

◇街に住むことの楽しさが感じられるまちづくり

本格的な少子化、高齢化社会をむかえるにあたり、都市の外延化・居住地の郊外部への拡大指向から、都市的なサービスや社会資本ストックの充実したまちなか居住への回帰の傾向が強くなりつつある。

佐原市においても、豊かな歴史的資産や商業機能の集積した市街地の活性化を一体的に推し進め、新旧の居住者にとってまちなかに住むことの楽しさが感じられるまちを実現する。

3－1. 活性化事業の概要

中心市街地の空洞化の流れをここで断ち切り、第4章で示したような基本方針に基づき、中心市街地の活性化を実現するために行う事業を地区別に整理する。

活性化を確実なものにするためには、従来から継続して行う事業やソフト事業など比較的早期に実現可能な活性化事業から順次着手し、早い時期に成果が見え、これらを起爆剤として、中長期的な事業を順次進めることがポイントである。

1) 小野川周辺地区活性化

建築物の修景事業

平成6年から実施している町並み保存事業を引き続き推進し、小野川周辺の景観整備を継続して行う。

重要伝統的建造物群保存地区の防災対策事業

町並み保存事業を進め景観形成を図ると同時に、重要伝統的建造物群保存地区における災害に強いまちづくりの指針を策定し、これに基づき消防設備の充実や初期消火など消防体制の充実を図る。

車両交通規制

実施エリアを限定して車の乗り入れ規制等を行う。

当面は、実施時間帯を限定しての小野川周辺道路の駐車禁止、迂回路の早期整備を促し香取街道の乗り入れ規制を試験的に実施する。

小野川舟運基盤整備事業

舟運のための河床掘削を行うとともに、船着き場の整備、河岸整備等の河川整備を一体的に行う。

小野川観光船運航事業

観光船の運航事業を行う。

忠敬橋周辺整備事業

忠敬橋の修景及び忠敬橋周辺の伝建建築物や空き店舗を一体的に整備し、歴史性と現代性を併せ持った観光拠点を形成する。

観福寺周辺整備事業

日本厄除三大師観福寺周辺に観光商業サービス施設を整備し、歩いて楽しめる観光ルートの拠点を形成する。

町並み交流プラザ整備事業

旧東京三菱銀行佐原支店の土地建物を取得し、多目的ホールとして改修整備を行い地域住民と来街者の利便に寄与する交流プラザとする。

2) JR佐原駅周辺地区活性化

まちなか居住モデル施設整備事業

都市型のコミュニティを実現するための商業・交流施設を整備し、同時にまちなか居住

のモデル住宅を整備する。

南北自由通路再整備

老朽化した南口・北口を結ぶ通路（跨線橋）の架け替えを行う。

駅舎整備事業

駅周辺の整備と合わせ、老朽化した駅舎の建て替えを行う。

北口駅前交通広場整備事業

北口の交通広場を整備する。

南口駅前交通広場整備事業

将来の駅周辺の交通需要を再検討し、路線バスやタクシープール等必要な交通施設の規模を見直した上で、交通広場を整備する。

駅前公園整備事業

駅前交通広場の整備と合わせ、駅前のオープンスペースに緑をふんだんに取り入れ大規模な花壇を整備するなど、「あたかも公園の中に駅がある」ような空間を整備する。

駅南口西部ブロックまちなか居住棟整備事業

駅前広場等の公共施設整備と絡めて駅南口西部ブロックを総合的一体的に整備し、快適で利便性の高い都市型居住空間を実現する。

市街地再開発事業などの手法を用いて駅前広場整備と街区の共同化を一体的に進め、都市型住宅を整備する。

空き店舗対策事業

佐原駅周辺地区の中規模空き店舗を活用して、地域のコミュニティ的空間を創設し、生鮮三品やチャレンジショップなど生活に必要な個店の設置を行い、地域の台所として整備するほか、コミュニティビジネスを育成し、高齢者や若者など幅広い住民や観光客が集い、交流できる空間とする。

3) 本宿耕地地区活性化

高規格堤防整備事業・防災ステーション整備事業

本宿耕地の基盤整備事業としてスーパー堤防の整備と防災ステーションを整備する。

佐原市の新たな交流・広域観光の拠点を創出するため、これら基盤整備と合わせて上物の整備を一体的に推進していく。

国道356号拡幅整備事業

広域的な都市間連携を強化するために、本宿耕地地区整備事業の基盤整備関連事業として実施する。

本宿耕地土地区画整理事業

広域的に佐原市に車で来訪する人々を受け入れる「車の玄関口」となる交通結節点としての機能と、観光・広域商業機能を担うための基盤整備事業として実施する。

道の駅整備事業

堤外に整備予定の川の駅と一体的空間利用を踏まえ、車で来訪する人のための駐車スペ

ースと休憩スペースを整備する。

公的機関整備事業

移転予定の公共機関を整備する。

ファーマーズモール整備事業・農業公園整備事業

広域レクリエーションの実現を目的として、庭園機能、農園機能、観光商業・広域商業サービス機能を併せ持った産業観光の中核を形成する。

4) 中心市街地全体交通体系整備

都市計画街路仁井宿与倉線整備事業

主に重要伝統的建造物群保存地区において歩行者中心の交通体系を実現する事業の一環として、中心市街地外周のバイパス路線となる都市計画街路仁井宿与倉線(高野地先)の早期整備を推進する。

東関戸踏切の歩道拡幅事業

歩行者の安全確保と南北地域の回遊性を高めるため、東関戸踏切の拡幅を行う。

歩行者空間整備事業

景観舗装や電線無柱化、街路灯や案内板の設置などを行う。また、道路に面した空地等を活用し、ポケットパーク^{注6}等の整備を行い、歩行者のためのオアシス的空间を確保する。

具体的には、3地区を結ぶルートで歩行者が通る主要な道路の歩行者空間整備を推進する。本宿耕地と小野川周辺を結ぶ歩行者動線については、ウォーキングトレイルの実施ルートに組み込み、沿道も含め歩きやすく快適な歩行者空間の確立に配慮するなど、地区を連携する整備を推進する。特に、本宿耕地から小野川沿いに歩行者を誘導するため、北脇橋に歩行者の滞留空間の確保を検討する。

循環バス運行事業

中心市街地の主な滞留施設を巡る循環バスの運行事業を運営する。

本宿耕地が観光客をはじめとした乗客の起点となるが、駅周辺地区や小野川周辺地区の主要なポイントにうまく立ち寄れるようなルート設定や運行形態を検討する。

5) 中心市街地全体ソフト事業

空き店舗活用型テナントミックス事業

商店街の空き店舗を活用し、所有者の意向や出店意向のある事業者の動向をふまえつつ、佐原の中心市街地に望ましい業種業態を誘致し、まちなかのコミュニティ商業の復活と観光振興、地域の活性化を推進する。

また、小野川周辺地区については、町並み保存事業による修復済み物件のうち、観光振興のために活用すべき蔵等について、内部を特色のある店舗として改装・運営する。またイベントを実施するなどの活用を図る。

ウォーキングトレイル促進事業

歩いて楽しめる佐原の観光ルートを設定すると同時に、まちなか観光案内人によるガイドツアーを実施する。

情報化の推進

インターネットや地図情報を整備することにより、広域からの観光客を誘致し、また、中心市街地エリアでの情報発信機能を整備する。

活性化イベントの実施

NPO等とも連携を図りつつ、佐原の大祭などをはじめとしたまちの活性化に寄与する各種イベントを実施する。

商業者の研修

中心市街地経営者を対象に活性化に向けての勉強会、視察会、活性化検討会を定期的に行う。また、中心市街地において市民が自発的にまちづくり活動を行うのに対し助成、人材派遣などの支援を行う。

まちなか居住促進助成事業

中心市街地施策に基づき集合住宅を建てる人や賃貸住宅を借りて住もう人への適切な助成を行う。

食の名物・特産品開発事業

佐原市の個性や集客力を高め、広域的な話題性や知名度を拡大するため、地元事業者とも協調しつつ、地域の農産物や素材等をうまく活かした食の名物や、佐原独自の個性あふれる特産品を開発する。

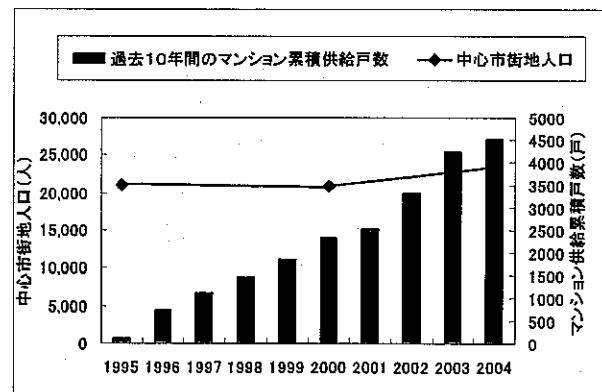
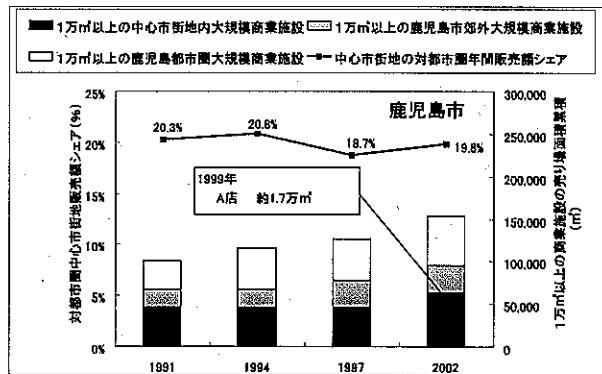
賑わいの連続性回復ソフト事業

来街者、居住者、参加者の潜在的意向調査、来街者、観光客の回遊性調査を実施し、まちの賑わいの創出を図り、回遊性を高め、活性化を図るためのソフト事業（イベント）を実施し、商業者の意識改革や潜在的起業家育成を行う。



●鹿児島市が活性化している理由

- ・大規模商業施設の多くが中心市街地に立地。→
- ・街なか居住も進む。(右下)
(市街化調整区域における郊外住宅開発は認めてこなかった。)
- ・公共公益施設の多くも、中心市街地に立地。
- ・公共交通機関の利便性向上のため、各種施策が講じられ、中心市街地が公共交通の結節点として賑わいを見せる。
- ・結果として、他の地方都市に比べ買い物の際の徒歩分担率が高い。



●旧静岡市が活性化している理由

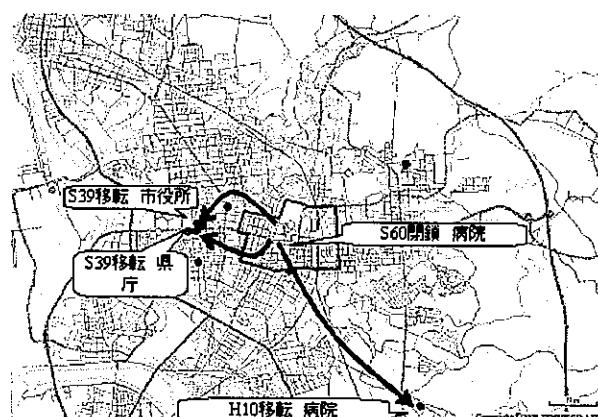


- ・公共公益施設の多くが中心市街地に立地。
- ・市街化調整区域における郊外住宅開発は認めてこなかった。
- ・バスを中心に、公共交通機関利用増進策を講じる。

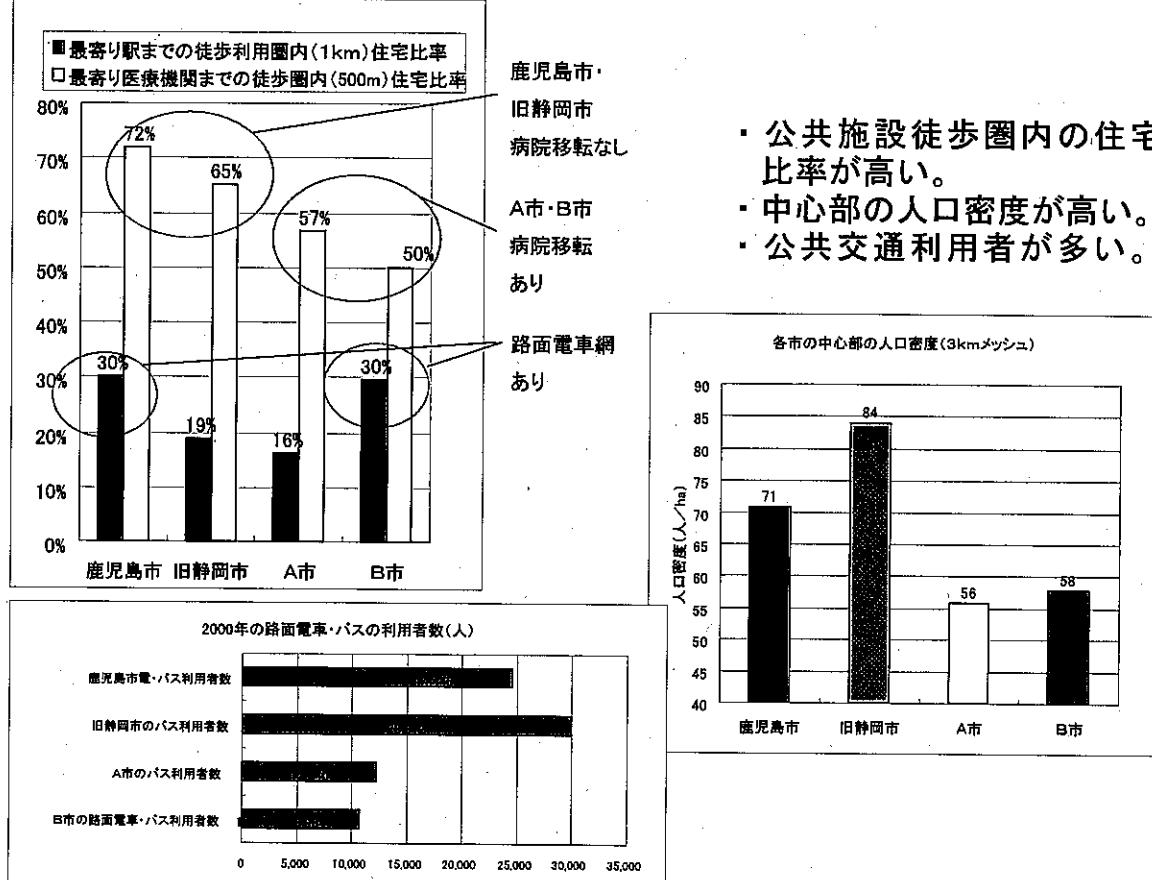
(近年、郊外に大規模商業施設の立地が進み、中心市街地の商業機能は低下傾向。)

●一方、他の典型的な地方都市では、

- ・公共公益施設が郊外に移転
- ・郊外住宅開発の進展
- ・中心部の人口密度が低下



●他の典型的な地方都市と比較すると、鹿児島市、旧静岡市は



○中心部の人口密度が高く、公共公益施設が集中立地。
⇒集約型都市構造

- 公共交通ネットワークがよく機能、中心市街地が集積のメリットを活かして交通結節点となる。
- 各種都市機能へ徒歩、公共交通機関でアクセスしやすい。
⇒歩いて暮らせるまち

●これに対し、他の典型的な地方都市は →拡散型都市構造



- 公共交通機関利用者も少なく、都市機能へのアクセスは自動車依存
- 中心市街地から大規模商業施設が撤退、商店街には空き店舗が累積



福島県のトップへ

福島県商業まちづくりの推進に関する条例の公布について

平成17年1

0月20日

福島県商工労働部商業まちづく

リグループ

「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」が平成17年10月18日に公布されました。

本条例は平成18年10月1日から施行となります。（第一章、第二章第一節及び第三章の規定は公布の日から施行となります。）

また、施行規則及び第六条に規定する商業まちづくり基本方針については、今後策定し公表する予定です。

1 条例制定の背景及び趣旨

今まで経験しなかった人口減少や急速な高齢化が進行する中で、モータリゼーションの進展等を背景にした中心市街地の衰退や小売商業施設の郊外への立地など都市の拡張に歯止めがかからず、また、小売商業施設の更なる大規模化が進んでおります。

特に規模の大きな小売商業施設については、複数の市町村のまちづくりに様々な影響を及ぼすことから、その立地について広域の見地から調整する必要性が高まっています。

これらの状況を背景に、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の考え方に基づき、住民に最も身近な市町村が行うまちづくりを支援するため、県が、特に規模の大きな小売商業施設について広域の見地から適正な配置の推進を図るなど商業まちづくりに関する施策を総合的に推進するよう、福島県商業まちづくりの推進に関する条例を制定いたしました。

2 資料

(1)条例本文

[福島県商業まちづくりの推進に関する条例\(PDFファイル 35KB\)](#)

(2)参考資料

[「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の概要\(PDFファイル 13KB\)](#)

◆PDFファイルを閲覧するには、Adobe社より無償配布されている「[Adobe Acrobat Reader日本語版](#)」が必要です。



3 問い合わせ先

福島県商工労働部商業まちづくりグループ

〒960-8688 福島市杉妻町2-16

電話:024-521-7290 FAX:024-521-7931

電子メール:shougyoumachidukuri@pref.fukushima.jp

▲ページのトップに戻る

「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の概要

1 県づくりの基本的な考え方

- 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
- 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり
- 7つの生活圏構想に基づくまちづくり
- 多様な主体による連携・協働のまちづくり
- 住民に身近な市町村が主役のまちづくり

2 条例の目的（第1条）

商業まちづくりの推進に関して、県、小売事業者等及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針及び特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整するために必要な事項等を定めることにより、商業まちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

3 基本的な事項

（1）商業まちづくり（第2条第1項～第5項）

「商業まちづくり」とは、県づくりの基本的な考え方に基づき、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地その他の商業に係る活動をいう。

（2）持続可能な歩いて暮らせるまちづくり（第2条第1項～第4項）

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」とは、環境への負荷並びに新たな社会資本の整備及び管理の負担をできる限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。

（3）調整対象とする小売商業施設（第2条第6項～第7項）

店舗面積が規則で定める面積以上の小売商業施設（以下「特定小売商業施設」という。）。

（4）商業まちづくり基本方針の策定（第6条）

県は、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項等を定める「商業まちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針には、次に掲げる事項を定める。

- 商業まちづくりの推進の意義
- 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向
- 市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項
- 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

(5) 市町村の商業まちづくり基本構想（第7条）

市町村は、基本方針を基に、単独又は共同で、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針等を定める「商業まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定することができる。

基本構想には、次に掲げる事項を定める。

- 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針
- 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項
- 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項

4 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整

(1) 新設の届出（第9条）

- 特定小売商業施設の新設をする者は、必要事項を記載した新設届出書を県に届け出なければならない。
- なお、当該届出は、他の法令の規定による許可、認可その他の処分に関する手続きに先立って行うよう努めなければならない。

(2) 説明会の開催（第12条）

- 新設届出者は、立地市町村において当該届出内容の周知のための説明会を開催しなければならない（新設届出者が必要と認めるときは、隣接・周辺市町村でも開催）。
- 新設届出者は、遅滞なく説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を県に報告しなければならない。

(3) 市町村等の意見（第13条）

- 県は、関係市町村（立地・隣接・周辺市町村）に、当該新設届出書に関し、商業まちづくりの推進の見地から次の事項に勘案して意見及びその理由を聴取。
 - ・ 新設届出書と県の基本方針や土地利用関係計画との適合
 - ・ 新設届出書と立地市町村の基本構想や土地利用関係計画との適合
 - ・ 新設が隣接・周辺市町村の基本構想や土地利用関係計画の実現に与える著しい影響の有無とその内容
 - ・ 新設予定地周辺の交通機関の状況及び当該施設へ到達するための交通手段の状況
 - ・ 新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容
- 関係市町村の住民等は、商業まちづくりの見地から上記事項を勘案して意見を述べることができる。

(4) 県の意見（第14条）

- 県は、新設届出者に対し、関係市町村及びその住民等からの意見に配意し、福島県商業まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、商業まちづくりの推進の見地から意見を述べる。
- 新設届出者は、県が意見を述べた場合には、当該意見についての対応及びその理由を県に報告しなければならない。

(5) 勧告及び公表（第15条）

- 県は、(4)により報告のあった新設届出者の対応の内容が、県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該対応に基づき新設が行われると、商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、相当の期間を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。県は、勧告したときは、速やかにその旨を公告。
- 新設届出者は、勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を県に報告しなければならない。
- 県は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は勧告への対応等の報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

(6) 工事着手の制限（第16条）

- 新設届出者は、以下の日までは工事に着手してはならない。
 - ・ 県が意見を述べた場合には、当該意見に係る対応及びその理由を県に報告した日から二月を経過した日
 - ・ 意見を有しない旨を通知した場合には、当該通知の日
- 新設届出者が、当該規定に違反し工事に着手した場合には、工事の中止を勧告することができる。正当な理由なく、勧告に従わなかったときは、その氏名を公表することができる。

(7) 地域貢献活動計画等の報告（第18条～第21条）

- 地域貢献活動とは、自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動をいう。
- 特定小売商業施設の設置者（既存店を含む。）は、毎年度、県に地域貢献活動計画及び実施状況の内容を報告。
県は、毎年度、地域貢献活動計画及び実施状況の内容を公表。
- 県は、必要に応じて計画の実施に関する協定の締結を求めることができる。

(8) 罰則（第27条～第28条）

- 新設の届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対しては、20万円以下の罰金に処する。

(9) 施行期日（附則第1項）

- 平成18年10月1日から施行。
- ただし、総則、基本方針等及び審議会の規定は、公布日（平成17年10月18日）から施行。

<前のページへ

都市づくり 青森都市計画マスターplan

次のページへ >

I. 全体構想

3 都市(まち)づくりの基本理念

(1) 基本理念

都市づくりの方向を、「複合化・統合化」或いは「質的充実・集約化」の方向に向けるとともに、本市の長期総合計画「わたしたちのまち 青い森 21世紀創造プラン」の将来像「青い森 人が輝く 快適都市」を実現するため、本市の都市づくりのキーワードとなる「都市づくりの基本理念」を次のように定める。

都市(まち)づくりの基本理念

青い森・青い海に抱かれた

コンパクト・シティの形成

都市づくりの基本理念「コンパクトシティの形成」は、次に掲げる都市形成を目指すものである。

雪に強い都市

豪雪都市である本市にとって、無秩序な市街地拡大を抑制すること等により、流融雪施設の効率的な配置などを可能とし、効率的な都市運営が図られると共に、よりきめ細かな雪対策の推進を行う。

また、都市機能の集約化による移動ロスの軽減による社会経済活動の向上を図り、都市運営トータルでの改善効果を得る。

高齢・福祉社会に対応した都市

本市にとって、都市全体の四季を通じたバリアフリー社会の実現には積雪等によって制約が多いが、都市機能の集約化や複合化等によって、所用の際の移動距離を少なくし、高齢者・車椅子利用者等交通弱者の社会参加を容易なものとするほか、高齢者向け住宅などの居住機能の都心への集約化によって、高齢者に優しい冬でも快適な居住環境を創出する。

環境調和型の都市

本市は豊かな自然に囲まれ、それらが都市個性であり都市生活の魅力を高める一要素であることから、無秩序な市街地拡大を抑制し、機能を明確に区分化すること等により、都市近郊の自然・農地の乱開発を防止し、大気の浄化や、良質の水源、視覚的な「癒し」、都市的気象(ヒートアイランド現象)防止などの効果が得られ、より一層住み良い都市環境を形成する。

また、都市部の公園と周辺の自然環境をネットワーク化するなど、自然と調和できる都市環境の形成を推進する。

災害に強い都市

無秩序な市街地拡大を抑制すること等によって、地震等災害時における避難・救援ルートの確保、短縮が可能となると共に、特に震災時には市民活動の活用が不可欠であることから、居住機能の集約化により地域コミュニティ意識の向上が図られること

で、お互いに助け、支え合う安心できる地域社会の実現を図る。

効率的で快適な都市

都市機能の集約化・複合化により、渋滞の抑制など交通面での改善や、効率的な都市施設配置による生活利便性が向上するとともに、生活空間の密度がより濃密化することにより地域コミュニティ形成も相まって「人に優しい都市づくり」の形成を図る。

また、中心市街地の拠点性を高めることによって、青森市を代表する「顔」としての賑わいや活性化を促し、都心商業・業務機能の回復・強化を図る。

さらに、鉄道、バス等の公共交通ネットワーク化により、効率的な運営・サービスを行うと共に、居住・就業等都市機能間のアクセシビリティの向上をはかることによって全ての市民に効率的で快適な都市環境を形成する。

<参考一 コンパクトシティ形成に向けた都市整備の主な柱>

都市(まち)づくりの理念

青い森・青い海に抱かれた

コンパクトシティの形成

- ◇ 雪に強い都市
- ◇ 高齢・福祉社会に対応した都市
- ◇ 環境調和型の都市
- ◇ 災害に強い都市
- ◇ 効率的で快適な都市



○ 無秩序な市街地拡大の抑制

○ より効率的で効果的なインフラ整備

○ 既存ストックの有効活用

○ 中心市街地の拠点性の向上(再活性化)

○ 都市機能の集約化・複合化とアクセシビリティの向上

○ 公共交通の有効活用

○ 自然・農業環境との調和 等

(2) 都市生活の将来像

都市づくりの理念「コンパクトシティの形成」によって目指す、身近な都市生活の将来像を「コンパクトシティ・ライフ」とし、その関係を次のとおり示す。

都市生活の将来像

コンパクトシティの形成

都市生活の将来像

コンパクトシティ・ライフ

人と人との距離・障害を少なく
し、心理的な接近を図り、お互いに
助け、支えあうコミュニティの醸成
を目指す。

無秩序な市街地拡大を抑制する等
により、雪処理の効率化が図られ、雪
処理の充実やその他様々な都市サ

快適ライフ
普段の雪片づけが軽減され、雪
国生活のハンディを少しでも減らせ

サービスへの分配が可能となる。

る、快適な都市生活を提供する。

無秩序な市街地の拡大を抑制する等により、青森市の特色である都市周辺の豊かな自然や農地を保全する。

いきいきライフ
おいしい水、清々しいきれいな空気など青森の自然の恵みを受けた四季を感じる都市生活を提供する。

公共施設等の都市機能を集約化、複合化を進め、TDMの推進や、公共交通(バス等)の強化、バリアフリーの推進等により、生活空間の整備を行う。

充実ライフ
マイカーに頼らない多様な移動が容易になり、高齢者・障害者など交通弱者の方々も動きやすい安心、充実の都市生活を提供する。

都市内移動によるエネルギー・ロスの軽減、都市運営コストの軽減、二酸化炭素の排出等を抑制する。

省エネ・エコロジー・ライフ
永続的で高度な行政サービス水準の保持が可能となるとともに、地球環境に優しい都市生活を提供する。

中心市街地や青森操車場跡地、石江地区(新幹線)の3つの拠点地区的役割と連携を踏まえた整備を進める。

にこにこライフ
まちの魅力が高まり、賑わいと活力が戻り、市民の笑顔あふれる都市生活を提供する。

これまでの、機能追求を中心とした分散、拡大のまちづくりから、市民の身近な生活空間や暮らしの質を高める充実型のまちづくりを進める。

C&Qライフ
日常生活の中で希薄化しつつあるコミュニティ(C)意識を高めることで、相互扶助の心を育む質ークオリティ(Q)の高い都市生活を提供する。

◀前のページへ

青森都市計画マスタープラン
インデックスへ

次のページへ▶